

高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金交付要綱（取扱内規）

（趣旨）

第1条 この要綱は、高梁市景観条例（平成26年高梁市条例第37号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、建築物等の修景整備を行う者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助するものとし、その交付に関しては、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号）のほか、この要綱によるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び高梁市景観条例施行規則（平成26年高梁市規則第32号）に定めるところによる。

（補助金の対象地区）

第3条 補助金の交付の対象となる区域は、高梁市景観計画（以下「計画」という。）に定める高梁城下町地区の駅周辺景観形成ゾーン内にある次の各号のいずれかに該当する区域とする。

- (1) 県道高梁駅中学校線（通称「駅前大通り」）及び市道高梁駅柿木町線（通称「城見通り」）が交差する箇所から県道高梁駅中学校線及び国道180号が交差する箇所に面する区域
- (2) 県道高梁駅中学校線及び市道高梁駅柿木町線が交差する箇所から市道高梁駅柿木町線及び市道廊屋小路薬師院線が交差する箇所に面する区域
- (3) 都市計画道路高梁駅松連寺線に面する区域

2 市長は、前項の規定にかかわらず、景観形成に特に必要と認める建築物等については、補助対象物件とすることができる。

（補助金の対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象区域内に所在する土地及び建築物等の所有者又は占有者で、市税を滞納していないものとする。ただし、占有者は修景整備の実施について所有者の同意を得た者に限る。

（補助金の交付対象行為）

第5条 補助金の交付の対象となる行為は、計画及び別表第1に定める景観形成基準に適合しなければならない。

（補助金の額等）

第6条 補助金の補助率及び限度額等は、別表第2に定めるとおりとする。

2 補助対象物件が同一敷地内に複数存在する場合にあっては、それぞれの物件を補助金の対象とする。

3 補助金交付額が限度額に達していない場合にあっては、複数の年度にわたり、別表第2に定める補助対象行為ごとの補助限度額に達するまで交付対象とすることができる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、限度額を超えて補助金を交付することができる。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 補助申請者は、高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 設計図書（付近見取図、配置図、平面図、立面図、外部仕上表）
- (3) 工事費見積書
- (4) 現況写真
- (5) 建築物、工作物が申請者の所有に属さない場合は、所有者の同意書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(事業内容の変更又は中止)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金変更等申請書（様式第3号）に第8条の各号に掲げる図書を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金交付決定変更承認（取消）通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる図書を添付して、市長へ提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 実施設計図書
- (5) 工事写真及び完成写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の報告を受けたときは完了検査を実施し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（請求及び支払い）

第13条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金請求書（様式第7号）により、市長へ請求するものとする。

2 市長は、請求書を受領したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（補助金の返還等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付決定に付した条件又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに、補助事業が完了した日から5年以内に、補助事業により工事した部分を変更したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱の規定により作成された様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第5条関係）

（1）第3条第1項1号に規定する区域（駅前大通りの沿道）

物件区分	事項		景観形成基準
建築物	高さ		周辺の山並みの眺望を著しく妨げない高さのものとする。
	屋根	形態	できるだけ通りに面して切妻平入りのものとする。
		材料	和瓦又はこれに類したものとする。
		色彩	黒色、灰色（いぶし銀）、若しくはこれに類した落ち着いた色彩のものとする。
	外壁	位置	(1) 通りに面する外壁の位置は、できるだけ隣接する建築物の外壁に揃えるものとする。 (2) 駐車場や庭等を確保するため、やむを得ず建築物を大きく後退させる場合には、門・塀等を設置し、町並みの連続性を保つものとする。
		材料	腰部分は板張り、なまこ壁、若しくはこれらに類するものとし、その上部は漆喰塗り又はこれに類するものとする。
		色彩	白色、灰色、黒色、若しくは茶系統の落ち着いた色彩のものとする。
	開口部	形態・意匠	窓、出入口戸にはできるだけ格子を設け、和風の趣のある意匠のものとする。
		色彩	窓、出入口戸、格子等の建具は、茶系統の落ち着いた色彩のものとする。
	建築設備		空調室外機、ガスボンベ、給湯器等は、通りから観望できにくいように設置するものとする。やむを得ない場合は、茶系統の落ち着いた色彩の格子等により目隠しを施すものとする。
	庇、下屋	位置	低層部に庇、下屋の設置に努め、できるだけ隣接する建築物との高さを揃えるものとする。
材料		庇、下屋は和瓦又はこれに類したものとする。	
色彩		庇、下屋は黒色、灰色（いぶし銀）、若しくはこれらに類した落ち着いた色彩とする。	
工作物	門、垣、さく、塀	材料・意匠	(1) 木材、竹材、石材、土等の自然素材、若しくはこれらに類したものを使用し、和風の趣のある意匠のものとする。 (2) 塀については、笠木を設け、瓦・石材又はこれらに類したものを使用し、和風の趣のある意匠のものとする。
		色彩	白色、黒色、灰色、若しくは土、木材、石材等の自然素材が持つ落ち着いた色彩のものとする。
	広告物		(1) 建築物本体及び周辺景観との調和がとれた落ち着いた意匠のものとする。 (2) 低彩度のものを基調とし、落ち着いた色彩のものとする。 (3) 同一敷地内に同一目的の広告物を掲出する場合は、設置数、表示面積を必要最小限とする。 (4) ネオン管の使用は避けるとともに、広告物の照明は点滅しないようにするものとする。

物件区分	景観形成基準		
地先緑化	多年性植物 ・ 地被植物	種類	タマリユウ、トクサなど、和風の趣のあるものを選定するものとする。
	低 木	種類	オカメザサ、シャリンバイなど、和風の趣があり、将来成長量や剪定等の維持管理を十分に勘案し、樹種を選定するものとする。
	中 木	種類	クロチク、ヤマボウシなど、和風の趣があり、将来成長量や剪定等の維持管理を十分に勘案し、樹種を選定するものとする。
	石積み、化粧 ブロック 等	高さ	路面から0.5m以下のものとする。
		材料 ・ 意匠	石材又はこれに類したものを使用し、和風の趣のある意匠のものとする。
	色彩	白色、灰色、黒色、茶色等の石材の自然素材が持つ落ち着いた色彩のものとする。	

(2) 第3条第1項2号に規定する区域（城見通りの沿道）

物件区分	事 項	景観形成基準	
建築物	高さ	市役所前交差点、市役所北交差点からの臥牛山の眺望を妨げない高さのものとする。	
	屋根	形態	できるだけ通りに面して切妻平入りのものとする。
		材料	和瓦又はこれに類したものとする。
		色彩	黒色、灰色（いぶし銀）、若しくはこれに類した落ち着いた色彩のものとする。
	外壁	位置	道路境界線からできるだけ後退し、その空間には積極的に緑化を図るものとし、門、塀、さく等を設置する場合は、和風の趣のある意匠のものとする。
		材料	腰部分は板張り又はなまこ壁、若しくはこれらに類するものとし、その上部は漆喰塗り又はこれに類するものとする。
		色彩	白色、灰色、黒色、若しくは茶系統の落ち着いた色彩のものとする。
	開口部	形態・意匠	窓、出入口戸にはできるだけ格子を設け、和風の趣のある意匠のものとする。
		色彩	窓、出入口戸、格子等の建具は、茶系統の落ち着いた色彩のものとする。
	建築設備	空調室外機、ガスボンベ、給湯器等は、通りから観望できにくいように設置するものとする。やむを得ない場合は、茶系統の落ち着いた色彩の格子等により目隠しを施すものとする。	
庇、下屋	位置	低層部に庇、下屋の設置に努め、できるだけ隣接する建築物との高さを揃えるものとする。	
	材料	庇、下屋は和瓦又はこれに類したものとする。	
	色彩	庇、下屋は黒色、灰色（いぶし銀）、若しくはこれらに類した落ち着いた色彩とする。	
工作物	門、垣、さく、塀	材料・意匠	(1) 木材、竹材、石材、土等の自然素材、若しくはこれらに類したものを使用し、和風の趣のある意匠のものとする。 (2) 塀については、笠木を設け、瓦・石材又はこれらに類したものを使用し、和風の趣のある意匠のものとする。
		色彩	白色、黒色、灰色、若しくは土、木材、石材等の自然素材が持つ落ち着いた色彩のものとする。
	広告物	(1) 建築物本体及び周辺景観との調和がとれた落ち着いた趣のある意匠のものとする。 (2) 低彩度のものを基調とし、落ち着いた色彩のものとする。 (3) 同一敷地内に同一目的の広告物を掲出する場合は、設置数、表示面積を必要最小限とする。 (4) ネオン管の使用は避けるとともに、広告物の照明は点滅しないようにするものとする。	

物件区分	景観形成基準		
地先緑化	多年性植物 ・ 地被植物	種類	タマリユウ、トクサなど、和風の趣のあるものを選定するものとする。
	低 木	種類	オカメザサ、シャリンバイなど、和風の趣があり、将来成長量や剪定等の維持管理を十分に勘案し、樹種を選定するものとする。
	中 木	種類	クロチク、ヤマボウシなど、和風の趣があり、将来成長量や剪定等の維持管理を十分に勘案し、樹種を選定するものとする。
	石積み、化粧ブロック等	高さ	路面から0.5m以下のものとする。
		材料・意匠	石材又はこれに類したものを使用し、和風の趣のある意匠のものとする。
色彩		白色、灰色、黒色、茶色等の石材の自然素材が持つ落ち着いた色彩のものとする。	

(3) 第3条第1項3号に規定する区域（高梁駅松連寺線の沿道）

物件区分	事 項		景観形成基準
建築物	高さ		高梁駅松連寺線からの愛宕山及び松連寺の眺望を妨げない高さのものとする。
	屋根	形態	できるだけ通りに面して切妻平入りとし、適切な軒の出を有するものとする。
		材料	和瓦又はこれに類したものとする。
		色彩	黒色、灰色（いぶし銀）、若しくはこれに類した落ち着いた色彩のものとする。
	外壁	位置	道路境界線からできるだけ後退し、その空間には積極的に緑化を図るものとし、門、塀、さく等を設置する場合は、和風の趣のある意匠のものとする。
		材料	腰部分は板張り又はなまこ壁、若しくはこれらに類するものとし、その上部は漆喰塗り又はこれに類するものとする。
		色彩	白色、灰色、黒色、若しくは茶系統の落ち着いた色彩のものとする。
	開口部	形態・意匠	窓、出入口戸にはできるだけ格子を設け、和風の趣のある意匠のものとする。
		色彩	窓、出入口戸、格子等の建具は、茶系統の落ち着いた色彩のものとする。
	建築設備		空調室外機、ガスボンベ、給湯器等は、通りから観望できにくいように設置するものとする。やむを得ない場合は、茶系統の落ち着いた色彩の格子等により目隠しを施すものとする。
	庇、下屋	位置	低層部に庇、下屋の設置に努め、できるだけ隣接する建築物との高さを揃えるものとする。
材料		庇、下屋は和瓦又はこれに類したものとする。	
色彩		庇、下屋は黒色、灰色（いぶし銀）、若しくはこれらに類した落ち着いた色彩とする。	
工作物	門、垣、さく、塀	材料・意匠	(1)木材、竹材、石材、土等の自然素材、若しくはこれらに類したものを使用し、和風の趣のある意匠のものとする。 (2)塀については、笠木を設け、瓦・石材又はこれらに類したものを使用し、和風の趣のある意匠のものとする。
		色彩	白色、黒色、灰色もしくは土、木材、石材等の自然素材が持つ落ち着いた色彩のものとする。
	広告物		(1)建築物本体及び周辺景観との調和がとれた落ち着いた意匠のものとする。 (2)低彩度のものを基調とし、落ち着いた色彩のものとする。 (3)同一敷地内に同一目的の広告物を掲出する場合は、設置数、表示面積を必要最小限とする。 (4)ネオン管の使用は避けるとともに、広告物の照明は点滅しないようにするものとする。

物件区分	景観形成基準		
地先緑化	多年性植物 ・ 地被植物	種類	タマリユウ、トクサなど、和風の趣のあるものを選定するものとする。
	低 木	種類	オカメザサ、シャリンバイなど、和風の趣があり、将来成長量や剪定等の維持管理を十分に勘案し、樹種を選定するものとする。
	中 木	種類	クロチク、ヤマボウシなど、和風の趣があり、将来成長量や剪定等の維持管理を十分に勘案し、樹種を選定するものとする。
	石積み、化粧ブロック等	高さ	路面から0.5m以下のものとする。
		材料・意匠	石材又はこれに類したものを使用し、和風の趣のある意匠のものとする。
	色彩	白色、灰色、黒色、茶色等の石材の自然素材が持つ落ち着いた色彩のものとする。	

別表第2（第6条関係）

補助対象 部位・要件	物件 区分	補助対象行為	補助対象 事業費	補助率	補助金 限度額
(1) 通りか ら観望でき る正面及び 側面 (2) 補助金 交付決定の 年度から翌 年度以内に 工事が完成 するもの	建築物	大規模建築物の新築、増築、 改築、修繕、若しくは模様替 又は色彩の変更に係る工事	10万円以上 の工事費	3/4	200万円
		大規模建築物以外の建築物の 新築、増築、改築、修繕、若 しくは模様替又は色彩の変更 に係る工事	10万円以上 の工事費	3/4	150万円
	工作物	門、垣、さく、塀の新設、増 築、改築、修繕、若しくは模 様替又は色彩の変更に係る工 事費	10万円以上 の工事費	3/4	150万円
(1) 通りに 面し、かつ 通りから観 望できる部 分 (2) 補助金 交付決定の 年度から翌 年度以内に 工事が完成 するもの	地先緑化	建築物の新築、増築、改築す る場合に、敷地内の接道部に 奥行が概ね1.5m以上2m以 内で、かつ延長が1m以上の 植栽帯を整備するために要す る工事費	3万円以上の 工事費	3/4	10万円
		門、垣、さく、塀を新設、増 築、改築する場合に、それら を道路境界線から概ね1.5m 以上後退することによって生 じる空地へ1m以上の植栽帯 を整備するために要する工事 費	3万円以上の 工事費	3/4	10万円

- 備考
- 1 大規模建築物とは、高梁市景観条例施行規則別表第1に掲げる高さ10メートル又は建築面積500平方メートルを超えるものとする。
 - 2 補助対象事業費には消費税を含む。
 - 3 補助金額は、千円未満を切り捨てる。

年 月 日

高梁市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号（ ）

年度高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金交付申請書

年度において、高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金の交付を受けたいので、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号）第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 対象物件の所在地
2. 事業の内容
3. 総事業費 金 円
4. 補助対象事業費 金 円
5. 補助金交付申請額 金 円
6. 事業予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
7. 添付書類
(1) 収支予算書 (2) 設計図書 (3) 工事見積書
(4) 現況写真 (5) その他（ ）

第 号
年 月 日

様

高梁市長

年度高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金について、下記のとおり交付を決定したので、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号）第7条の規定により通知します。

記

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1. 補助対象事業費 | 金 | 円 |
| 2. 補助金交付決定額 | 金 | 円 |

年 月 日

高梁市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金変更等申請書

年 月 日付 第 号で決定通知のあった高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業の実施について、次のとおり変更（中止）承認を受けたいので、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号）第10条の規定により申請します。

記

1. 変更(中止)の理由
2. 変更(中止)の内容
3. 添 付 書 類 (変更に係る関係書類)
 - (1) 収支予算書
 - (2) 設 計 図 書
 - (3) 工事見積書
 - (4) 現 況 写 真
 - (5) そ の 他 ()

第 号
年 月 日

様

高梁市長

年度高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金
交付決定変更承認（取消）通知書

年 月 日付 第 号で交付決定をした高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金について、下記のとおり交付決定を変更（取消）したので、高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1. 変更（取消）後の 金 円
補助金交付決定額
2. 変更（取消）の理由
3. 変更（取消）の内容

年 月 日

高梁市長 様

住 所
氏 名

年度高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業実績報告書

年 月 日付 第 号で決定通知のあった高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業を完了したので、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号）第13条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1. 対象物件の所在地

2. 事業の内容

3. 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

4. 補助対象事業費 金 円

5. 補助金交付決定額 金 円

6. 添付書類

(1) 契約書の写し

(2) 収支決算書

(3) 領収書の写し

(4) 実施設計図書

(5) 工事写真及び完成写真

(6) その他 ()

第 号
年 月 日

様

高梁市長

年度高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金について、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号）第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1. 補助金交付確定額 金 円

年 月 日

高梁市長 様

住 所

氏 名

㊞

年度高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金請求書

年 月 日付 第 号で確定通知のあった高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金について、高梁市駅周辺施設景観まちづくり事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 円

2. 振込口座 金融機関名 _____

支店等名 _____

預金種別（普通・当座・ ）口座番号 _____

口座名義人 _____

（請求者と口座名義が異なる場合は、別途委任状が必要です）